

平戸市農業委員会第7回総会議事録

■開催日時：令和元年10月28日（月）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所本庁舎3階大会議室

■農業委員：19人中18人出席 欠席：3番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：楠富事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第38号 非農地通知申出について

議案第39号 第7回農用地利用集積計画(案)について

議案第40号 第7回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第10号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告第11号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和元年度平戸市農業委員会第7回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆さん、おはようございます。本日は令和元年度平戸市農業委員会第7回総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今年は台風と大雨により甚大な被害と犠牲者が出ております。改めて、災害によりなくなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々の一日も早い復興を願うばかりであります。</p> <p>ここ平戸でも災害により一部被害は出ておりますが、秋の収穫も一段落し、畜産農家は飼料の藁積みが残っている状況かと存じます。</p> <p>皆さん方もお忙しい農作業の毎日とは存じますが、毎年のこととはいえ、怪我や事故には十分気をつけていただきたいと思います。</p> <p>さて本日の議題は、議案5件・報告2件であります。委員の皆様には、慎重審議、闊達なご意見をいただきますようお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいた農業委員は、3番、委員、合計 名 の委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは、日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に6番、7番委員、書記に事務局職員の事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>

会長	<p>■日程第4 会務報告</p> <p>次に日程第4、10月の会務報告、及び11月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは10月の主な会務報告をいたします。(10月会務報告を報告) 次に11月の行事予定を申し上げます。(11月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>会務報告が終了しましたので、ここで、次回、11月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を11月26日(火曜日)午前9時30分とし、場所は、市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を11月26日午前9時30分とし、場所は、市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
	<p>■日程第5 議事</p> <p>《議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局からの提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>議案書に記載しています譲渡人及び譲受人から、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定に基づき、農地法第3条による許可申請書が提出されたことから、平戸市農業委員会の許可を求めものです。</p> <p>議案書2-1ページをお願いします。整理番号1番。譲渡人、譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地地目は田1,570㎡、外3筆、計2,163㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、14,526㎡、所有権移転した後の面積14,526㎡になり、獅子地区の下限面積40aはクリアしています。事由としては、経営移譲のため、所有権移転を贈与で行ないます。</p> <p>補足ですが、耕作面積について、該当する世帯の耕作面積を表記しており、今回、同一世帯での農地法第3条による所有権移転のため、耕作面積及び移転後の耕作面積が同じ面積となっております。</p> <p>つづきまして整理番号2番。譲渡人譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地地目は田564㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、4,326㎡、所有権移転した後の面積4,326㎡になり、中津良地区の下限面積</p>

事務局	<p>40 a はクリアしています。事由としては、経営移譲のため、所有権移転を贈与で行ないます。</p> <p>補足ですが、耕作面積について、該当する世帯の耕作面積を表記しており、今回、農業経営基盤強化促進法で貸借している農地について、農地法第 3 条による所有権移転を行なうため、耕作面積及び移転後の耕作面積が同じ面積となっております。</p> <p>つづきまして整理番号 3 番。譲渡人譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地地目は田 9.91 m²、外 3 筆、計 1,511.91 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、14,048.91 m²、所有権移転した後の面積 14048.91 m²になり、志々伎地区の下限面積 30 a はクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>補足ですが、耕作面積について、該当する世帯の耕作面積を表記しており、今回、農業経営基盤強化促進法で貸借している農地について、農地法第 3 条による所有権移転を行なうため、耕作面積及び移転後の耕作面積が同じ面積となっております。</p> <p>つづきまして整理番号 4。譲渡人譲受人については記載のとおり。</p> <p>申請農地地目は田 105 m²、外 4 筆、計 2,252 m²、自作で、譲受人の現在の耕作面積、14,048.91 m²、所有権移転した後の面積 15,971.91 m²になり、志々伎地区の下限面積 30 a はクリアしています。事由としては、経営規模拡大のため、所有権移転を売買で行ないます。</p> <p>補足ですが、耕作面積について、該当する世帯の耕作面積を表記しており、今回、農業経営基盤強化促進法で貸借している農地を含めて、農地法第 3 条による所有権移転を行なうため、移転後の耕作面積については差が生じることになります。</p> <p>詳しくは、お手元の農地法第 3 条調査書をご一読いただきたいと思います。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
	<p>質疑がありませんので終結します。「議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、「議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」を原案のとおり決定いたします。</p>

会長	<p>《議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 3 - 1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番。譲渡人及び譲受人については、記載のとおりです。申請農地地目は畑 520 m²、外 1 筆、計 1,197 m²、用途としては、駐車場用地、農地種別は第 2 種、事由としては、墓参者用の駐車場建設のため。契約については、所有権を寄附で行います。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番。譲渡人及び譲受人については、記載のとおりです。申請農地地目は畑 496 m²、用途としては、住宅用地、農地種別は第 2 種、事由としては、住宅建築のため。契約については、使用貸借権で行います。</p> <p>つづきまして、整理番号 3 番。譲渡人及び譲受人については、記載のとおりです。申請農地地目は田 2,659 m²、外 1 筆、計 3,766 m²、用途としては、太陽光発電施設用地、農地種別は第 2 種、事由としては、太陽光発電施設設置のため。契約については、所有権を売買で行います。なお、令和元年 9 月 20 日付、元平農第 324-8 号において、農振農用地の除外手続きは完了しております。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
2 番委員	<p>議案 37 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>8 月 19 日午前 10 時頃から北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。申請地は、現在、耕作はしていないものの、自己管理がなされている状態でありました。</p> <p>申請人は市内で寺社の運営を行なって折、寺社の周囲には沢山の墓地があり、墓参者等のための駐車できるスペースを探しているとのことでした。雨水については、自然流下及び道路側溝へ放流するとのことでした。申請地周辺の農地は、現在、耕作されていましたが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
6 番委員	<p>議案 37 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>10 月 15 日午後 1 時 30 分頃から田平地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されておらず、雑草等が生い茂っている状態でありました。申請人は、平戸市内に住宅建設を検討しているとのこ</p>

6番委員	<p>とで、住宅建設用地は市道にも面しており、生活排水は合併浄化槽を設置、雨水についても配管により、側溝へ放流する計画でした。</p> <p>申請地周辺の農地は、現在、耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。</p> <p>なお、隣接地権者等へは説明し同意を得ているとのことであり、問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
12番委員	<p>議案 37 号 整理番号 3 番の補足説明を行ないます。</p> <p>10 月 15 日午後 2 時時頃から田平地区農業委員、推進委員、申請人と事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地の荻田免の農地は山林原野化しており、耕作しておらず、下寺免の農地は保全管理がなされている農地でありました。申請人は県内で太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しているとのことでありました。雨水については、自然流下及び水路放流するとのことでした。また、申請地周辺の農地は、現在耕作しておらず、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 37 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
会員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 37 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 38 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 38 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4 - 1 ページをお願いします。整理番号 1 番、申出人は記載のとおりです。申出を受けた土地地目は田 1,980 m²、現況は、山林原野化している状態でした。令和元年 9 月 20 日付、元平農第 324-8 号において、農振農用地の除外手続きは完了しております。</p>

会長	事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。
5番委員	<p>議案 38 号の補足説明を行ないます。10 月 15 日午前 10 時 30 分頃から、中部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。申請地は道路下の農地ではありましたが、農業用機械が進入できるような道の確認もできないような状態で、従前より耕作されておらず、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>事務局の提案説明及び委員の補足説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 38 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 38 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 39 号 第 7 回農用地利用集積計画(案) について》</p> <p>次に、議案第 39 号 第 7 回農用地利用集積計画(案) について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 5-1 ページをお願いします。利用権設定各筆明細は、農地中間管理事業による賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。利用権を設定する土地地目「田」、面積 321 m²ほか 3 筆合計 4,440 m²、設定する利用権は記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番については、ご一読ください。</p> <p>計、新規 1 件 4 筆 4,440 m²となっています。</p> <p>集積計画案の説明は以上になります、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>

会長	<p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 39 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 39 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 40 号 第 7 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、議案第 40 号 第 7 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 6 - 1 ページをお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる貸借権になります。整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。利用権を設定する土地地目「田」、面積 321 m²、ほか 3 筆合計 4,440 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計、新規 1 件 4 筆、面積 4,440 m²となります。配分計画の説明は以上になります、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 35 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 40 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《報告第 10 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》</p> <p>次に、「報告 10 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 7 ページをお願いします。整理番号 1 番。貸人借人は、記載のとおりです。貸借農地地目は「畑」、面積 626 m²、外 1 筆 計 1,342 m²契約内容については、備考欄のとおりです。なお、解約理由につき</p>

事務局	<p>ましては農地の耕作にかかる契約内容の見直しによる解約です。整理番号 2 番から 4 番についてはご一読ください。</p> <p>なお、2 番から 4 番の解約理由については、現在の貸借から同一の方同士での売買に変更するための解約となります。</p> <p>報告第 10 号の説明につきましては以上となります。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは質疑を終結し、報告第 9 号を終わります。</p> <p>《 報告第 11 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》 次に、「報告 11 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更」について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書 5 ページをお願いします。整理番号 1 番、申請人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地地目は畑 228 ㎡、変更内容は、農用地区域の用途区分の変更になります。用途区分を畑から農業用施設用地に変更するものです。変更理由については、申請地が農用地区域に指定されていたことを知らずに、土地の売買を行ない、平成 23 年頃に農業用機械器具倉庫を設置している。農振法違反ではあるが、現在も農業用機械器具倉庫として利用しており、現況回復は困難であることから、今回、用途変更を行なうものです。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番、申請人については記載のとおりです。申請農地地目は畑 1,696 ㎡、変更内容は、農用地区域の用途区分の変更になります。用途区分を畑から農業用施設用地に変更するものです。申請者は繁殖牛農家ですが、既存の農業用施設が手狭になったため、今回、新たに農業用倉庫を建設すること。また、粗飼料置場の確保も必要なことから、既存施設周辺の土地を探していたところ、今回申請する土地が利便性など適地と判断したが、農用地区域に指定されているため用途区分の変更を行なうものです。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
5 番委員	<p>整理番号 1 番について質問しますが、農振整備計画において用途変更すればこのような場合でも違反転用にならないということですか？</p>

事務局	<p>農振整備計画は報告によって変更修正に問題がないとの意見で承認されることとなるが、農地法上の手続きは今後お願いすることになります。</p>
会長	<p>それでは質疑を終結します。各委員からの指摘事項等もありませんでしたので、農業委員会は、「報告第 11 号各号について、問題がないことを確認しました。その旨、平戸市に報告する」こととします。</p>
	<p>日程第 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：10 時 30 分</p>
	<p>議長 _____ 印</p>
	<p>議事録署名人</p>
	<p>6 番委員 _____ 印</p>
	<p>7 番委員 _____ 印</p>

■農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
平戸北部	19	丸田保
	2	岡村勝彦
	17	福田延之
	3	阿部榮
	10	柘屋可恵
平戸中部	5	本山勝茂
	18	永田守
	9	前川一夫
平戸南部	16	大山光敏
	11	青崎日出男
	13	山下忠平
生月地区	7	谷本雅嗣
	8	川村政幸
	1	蜜山隆満
田平地区	6	松本一郎
	4	小川隆友
	12	大山荒助
大島地区	15	藤沢和正
	14	松山浩幸

■最適化推進委員名簿

地区	番号	氏名
平戸北部	1	赤木重夫
	2	前原正行
	3	山口隆徳
	4	川口政基
平戸中部	5	松尾正幸
	6	濱崎保久
	7	永田順三
平戸南部	8	川口達次
	9	野元義和
	10	宮田克幸
生月地区	11	松本浩
	12	吉村和好
	13	富岡敏
田平地区	14	中村正利
	15	村尾昌彦
	16	森健雄
大島地区	17	山村茂巳
	18	末吉清彦